

令和6年度(2024年度) 市・府民税申告会場と受付期間のご案内

会場での混雑を避けるための3つのお願い

- ① 郵送による提出をお願いします。**
※郵送の場合、添付書類はお返しできませんのでご了承ください。
※申告書の控えが必要な場合は、84円切手を貼付した返信封筒を同封してください。
- ② お住まいの地域別に日程を設けています。地域にあった日程での来場をお願いします。**
※必要最少人数でご来場ください。
※ご都合の合わない場合は、他の日程にご来場ください。事前連絡は不要です。
- ③ 筆記用具の持参をお願いします。**
通常より長時間お待ちをさせる場合や混雑状況により会場内でお待ちいただくことができない場合があるなど、皆さまにはご不便をおかけしますが、どうぞご理解とご協力をお願いいたします。

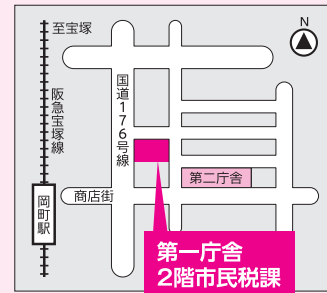
豊中市役所 第一庁舎 2階 市民税課(211)

(豊中市中桜塚3丁目1番1号)

2月14日(水)～3月15日(金) 土・日・祝日を除く

受付時間 午前9時～午後5時15分

※混雑状況により、整理券を配布させていただく場合があります。



- 2月14日(水)～2月20日(火) **A** 地域
- 2月21日(水)～2月28日(水) **B** 地域
- 2月29日(木)～3月5日(火) **C** 地域
- 3月6日(水)～3月11日(月) **D** 地域
- 3月12日(火)～3月15日(金) **E** 地域

※各対象地域は裏面をご確認ください。

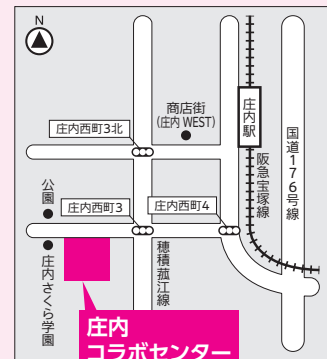
庄内コラボセンター「ショコラ」3階 会議室9

(豊中市庄内幸町4丁目29番1号)

2月1日(木)・2月2日(金)

受付時間 午前9時～午後5時15分

※混雑緩和のため、午前8時30分以降に整理券の配布を行います。
※混雑状況により、早めに受付を終了させていただく場合があります。



- 2月1日(木) **F** 地域
- 2月2日(金) **G** 地域

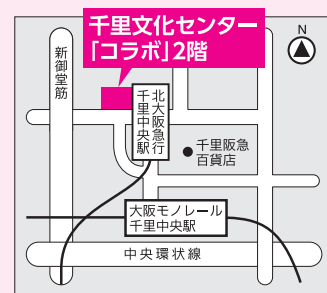
千里文化センター「コラボ」2階 多目的スペース

(豊中市新千里東町1丁目2番2号)

2月5日(月)・2月6日(火)

受付時間 午前9時～午後5時15分

※混雑緩和のため、午前8時30分以降に整理券の配布を行います。
※混雑状況により、早めに受付を終了させていただく場合があります。



- 2月5日(月) **H** 地域
- 2月6日(火) **I** 地域

- ※ 庄内出張所、新千里出張所には税務担当職員がおりませんので、申告の受付はできません。
- ※ 豊中市役所及び庄内コラボセンター「ショコラ」の駐車場は有料です。台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。
- ※ 千里文化センター「コラボ」に駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。
- ※ 申告についてのご質問は市民税課までお問い合わせください。
【豊中市 市民税課 06-6858-2131(直通)】

所得税の確定申告・相談について(重要)

庄内コラボセンター「ショコラ」及び千里文化センター「コラボ」では市・府民税申告のみの受付です(確定申告書の提出はできません)。確定申告書の提出・相談は豊能税務署(池田市城南2丁目1番8号)になりますので、詳細は豊能税務署へご確認ください。(お問い合わせ先 TEL 072-751-2441)

添付・提示が必要な書類

ご注意

必要書類等の確認ができなかった場合、申告書に記載された内容が反映されない可能性がありますので、ご注意ください。

申告書の該当番号に沿ってご覧ください。

- 前年中収入がなかった方も、「2」と「3」に該当する場合は記入してください。(前年12月31日時点)
- (※)の書類は必須ではありませんが、適正な課税を行うために添付又は提示のご協力をお願いします。

	チェック	項目等	添付または提示する書類	備考
1	<input type="checkbox"/>	氏名、住所、生年月日	本人確認書類	マイナンバーカード、免許証、保険証、障害者手帳、在留カード、パスポートなど
		マイナンバー	※マイナンバーがわかる書類	
1-2	<input type="checkbox"/>	代理人	本人確認書類	マイナンバーカード、免許証、保険証、障害者手帳、在留カード、パスポートなど
			委任状(同居の親族以外の場合)	様式は豊中市のホームページからダウンロードできます。(任意の様式でも可)
2	<input type="checkbox"/>	本人の障害者控除	※障害者手帳 ※障害者控除対象者認定書など	
3	<input type="checkbox"/>	国外居住の親族を扶養している場合	●親族関係書類 ●送金関係書類	詳細は国税庁のホームページをご参照ください。
		扶養親族の障害者控除	※障害者手帳 ※障害者控除対象者認定書など	

***** 「4」の収入有無欄で「いいえ」を選択した方は、ここで記入終了です *****

「5」以降の所得や支払い金額は、前年(1～12月)にかかるものです。

- 下記以外の所得や控除の添付書類については、個別にお尋ねください。
- (※)の書類は必須ではありませんが、適正な課税を行うために添付又は提示のご協力をお願いします。

5-1	<input type="checkbox"/>	年金収入	※前年中の源泉徴収票(振込通知書は不可)	●窓口で申告する場合には必要ですので、金額の多寡に関わらず全てご持参ください。 ●遺族、障害年金は申告しないでください。 ●配偶者の年金は申告しないでください。
5-2	<input type="checkbox"/>	給与収入	前年中の源泉徴収票(なければ給与明細でも可)	●郵送で申告する場合、収入の他、扶養親族や控除内容も申告書に転記してください。 ●添付なく申告した後に金額の修正をする場合は、左記の書類がなければ修正できません。
5-3	<input type="checkbox"/>	業務雑所得	所得金額がわかる書類	●シルバー人材センター、原稿料の支払調書等
		その他雑所得	所得金額がわかる書類	●生命保険会社の年金の支払通知書等(税務申告用)
		配当(総合課税分)	所得金額がわかる書類	●住民税が源泉されていない(所得税20.42%源泉の)配当は所得の多寡に関わらず申告してください。

6	<input type="checkbox"/>	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除	支払金額がわかる書類	※豊中市保険相談課から送付の「保険料納入済額確認書」(1月下旬頃に送付予定) ●その他各種、領収書や証明書など ●配偶者の年金から特別徴収された保険料は申告しないでください。
		生命保険料控除	控除証明書	●社会保険料控除の「介護保険料」は、生命保険料控除の「介護医療保険料」とは異なります。 ●旧契約に係るもので1契約9千円以下のものは除きます。
		地震保険料控除	控除証明書	●火災保険は対象外です。 ●「控除証明書」と記載のあるもののみ有効です。
	<input type="checkbox"/>	医療費控除	医療費控除の明細書	●申告書の裏面の様式をご利用ください。豊中市のホームページでもダウンロードできます。 ●添付がなければ適用できません。詳しくは裏面「医療費控除を受けられる方へ」をご覧ください。
			医療費通知(医療費のお知らせ)	医療費通知を添付し、明細書の記載を省略する場合に限りです。
			各種証明書等	●保険金などで補てんされる金額がわかる書類 ●おむつ使用証明書など
<input type="checkbox"/>	セルフメディケーション税制	セルフメディケーション税制の明細書	豊中市のホームページでダウンロードできます。	
		※一定の取り組みを行った書類	検診や予防接種の領収書、結果通知表など	
7	<input type="checkbox"/>	寄附金控除	寄附金の受領証、領収書など	ワンストップ特例制度を利用された方は、申告により無効となるため、ふるさと納税の所得税分の控除は適用されません。

11	<input type="checkbox"/>	上場株式等の配当所得等について	申告内容を確認できる書類	※株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書などの写し ※特定口座年間取引報告書や配当等の支払通知書などの写し
12		配当割額・株式譲渡所得割額	源泉された住民税を確認できる書類	

14	<input type="checkbox"/>	雑損控除	り災証明書	災害等の発生日が前年中のもの(原則)
			災害関連の支出の領収書	支出が今年の1月1日以降の場合は、個別にお尋ねください。
			被災した住宅、家財等の損失額の計算書	国税庁のホームページでダウンロードできます。

医療費控除を受けられる方へ

重要なお知らせ

明細書の添付がなければ医療費控除が適用できませんのでご注意ください。
領収書のみでの添付による適用はできません。
必ず明細書を作成し、添付してください。

明細書等について

- 医療費控除の申告をする際には、明細書の添付が必要です。領収書の添付又は提示は必要ありません。ただし、明細書の内容確認のため提出を求める場合がありますので、領収書は申告期限から5年間保管してください。
- 明細書は申告書の裏面の様式をご利用ください。
- 医療機関等で発行される診療明細書とは異なりますのでご注意ください。
- 医療保険者から交付された(*)医療費通知(医療費のお知らせ)の添付によって、明細書の記入を省略することができます。
(*)次の事項が記載されたものをいいます。
【①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④病院、薬局等の名称 ⑤支払った医療費の額 ⑥保険者等の氏名】

医療費控除の対象となる医療費

(表は国税庁ホームページより一部抜粋)

主な対象となるもの	対象の例	対象外の例
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医師による診療や治療の対価 ◆ 治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師等による施術の対価 ◆ 助産師による分娩の介助の対価 ◆ 治療に必要な医薬品の購入の対価 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 <ul style="list-style-type: none"> ● 通院費 ● 入院の対価として支払う部屋代や食事代 ● 義歯や補聴器等の購入費用 ○ 6ヶ月以上寝たきりの人のおむつ代で、医師が発行した証明書(おむつ使用証明書)のあるもの など 	<ul style="list-style-type: none"> × 健康診断、予防接種の費用 × タクシー代(電車などの交通機関を利用できない場合は、対象となります。) × 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 × 疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用(サプリメントなど) など

介護保険制度の下で提供されるサービス等の対価の取扱い

(表は国税庁ホームページより一部抜粋)

主な対象となるサービス等	主な対象とならないサービス	領収書に医療費控除の対象額が併記されている場合があります。				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問看護 ○ 介護予防訪問看護 ○ 訪問リハビリテーション ○ 介護予防訪問リハビリテーション ○ 居宅療養管理指導 ○ 介護予防居宅療養管理指導 ○ 通所リハビリテーション ○ 介護予防通所リハビリテーション ○ 短期入所療養介護 など 	<ul style="list-style-type: none"> × 訪問介護(生活援助中心型) × 認知症対応型共同生活介護 × 介護予防認知症対応型共同生活介護 × 特定施設入居者生活介護 × 地域密着型特定施設入居者生活介護 × 介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護 など 	<p>(例)</p> <table border="1"> <tr> <td>領収額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>うち医療費控除の対象となる金額</td> <td>(この金額を)円 足してください)</td> </tr> </table>	領収額	円	うち医療費控除の対象となる金額	(この金額を)円 足してください)
領収額	円					
うち医療費控除の対象となる金額	(この金額を)円 足してください)					

豊中市のホームページで、申告書の作成と税額のシミュレーションができます

利用方法

次の順でアクセスしてください

トップページ ▶ くらし・手続き ▶ 税金 ▶ 個人市民税 ▶ 市・府民税申告書の作成と税額試算ができます

【URL】 <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/sizei/kojin/zeigakusimulation1.html>

税額シミュレーションで申告書を作成した方は、「電子送信」による提出をおすすめします!

市・府民税申告書の「電子送信」(インターネットによる提出)ができます

税額シミュレーションシステムで作成した申告書のデータ(PDF形式)を、豊中市の電子申込システムを利用し提出いただく方法となります。パソコンやスマートフォンからいつでも、どこでも申告ができます。

※ご利用にはマイナンバーカード等のご準備が必要です。

- 詳しい利用方法は、市ホームページへアクセスし、ご確認ください。上記URL又はQRからアクセスできます。
- 申告の内容に関するお問い合わせは市民税課まで、操作に関するお問い合わせは下記コールセンターまでお問い合わせください。

申告の内容に関するお問い合わせ先
(平日9:00~17:15 年末年始除く)

市民税課:06-6858-2131(直通)

電子申込システムの操作に関するお問い合わせ先
(平日9:00~17:00 年末年始除く)

固定電話から:0120-464-119(フリーダイヤル)
携帯電話から:0570-041-001(ナビダイヤル(通信料がかかります))

送付対象者

- 令和5年度 市・府民税申告書をご提出された方(令和6年1月5日時点)
- 令和5年度 保険料算定のための所得申告書
【国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料】をご提出された方

申告期限

期限後も受け付けておりますが、なるべく早めのご申告をお願いします。
(その場合、6月当初の税額決定に間に合わず、年度途中で税額が変更することがあります。)

令和6年3月15日(金)

申告の必要がない方

収入に関わらず保険料などの算定資料となるため、原則皆様にご申告いただいております。
ただし、下記のいずれかに該当する場合は申告不要です。

● 所得税の確定申告をした方

● 年金収入のみで、源泉徴収票に記載以外の控除を申告しない方

(年金支払報告書(源泉徴収票と同じもの)が支払元から豊中市に提出されるため)

● 給与収入のみで、勤務先が豊中市に給与支払報告書を提出した方

(提出状況については、勤務先にご確認ください。)

よくあるお問い合わせ

Q 必ず提出しなければなりませんか?

A 市・府民税が課税されるような所得がある方は申告する必要があります。非課税の方も保険料などの算定資料となりますので、提出にご協力ください。(提出しない場合、各手続きの関係で、後日申告を求められることがあります。)

Q 無収入(収入0円)で提出したらどうなりますか?

A 市・府民税はかかりません(非課税)。また、収入欄に0円と記載された令和6年度非課税証明書を6月1日(予定)以降取得できるようになります。

Q 医療費控除を申告したら還付されますか?

A されません。市・府民税は6月以降に納めるため、所得税のように還付されることはありません。医療費控除額(支払い額ではありません)の最大10%相当分だけ6月以降にかかる住民税が安くなります。そのため、無収入などで非課税であれば、税額には影響しません。

町名別 申告受付会場及び日程 各対象地域

	住所地	地域	住所地	地域	住所地	地域	住所地	地域	住所地	地域
ア行	赤阪	E	北緑丘	A	清風荘	D	走井	B	蛍池北町	B
	旭丘	C	熊野町	B	千成町	F	服部寿町	C	蛍池中町	B
	石橋麻田町	D	栗ヶ丘町	E	千里園	D	服部西町	C	蛍池西町	D
	稲津町	F	上津島	G	曾根西町	B	服部本町	B	蛍池東町	E
	今在家町	F	桜の町	A	曾根東町	C	服部南町	C	蛍池南町	B
	上野坂	A	三和町	G	曾根南町	B	服部元町	C	穂積	F
	上野西	A	柴原町	B	立花町	D	服部豊町	C	本町	D
	上野東	A	島江町	G	大黒町	F	服部緑地	C	待兼山町	D
	永楽荘	A	少路	A	玉井町	E	浜	C	三国	G
	大島町	G	庄内幸町	F	長興寺北	B	原田中	B	緑丘	A
	岡上の町	E	庄内栄町	F	長興寺南	E	原田南	B	南桜塚	E
	岡町	C	庄内宝町	F	寺内	I	原田元町	B	箕輪	E
	岡町北	C	庄内西町	F	利倉	G	東泉丘	D	宮山町	B
	岡町南	C	庄内東町	F	利倉西	G	東寺内町	H	向丘	E
小曾根	G	庄本町	G	利倉東	G	東豊中町	A	名神口	F	
カ行	春日町	D	城山町	C	刀根山	D	日出町	F	山ノ上町	B
	勝部	B	新千里北町	I	刀根山元町	D	二葉町	F	夕日丘	C
	上新田	H	新千里西町	I	中桜塚	E	宝山町	E	若竹町	B
	神州町	F	新千里東町	I	西泉丘	B	豊南町西	G		
	北桜塚	E	新千里南町	H	西緑丘	A	豊南町東	G	その他	E
	北条町	B	末広町	D	野田町	G	豊南町南	G		

お住まいの対象地域に合った会場及び日程でのご申告にご協力ください。
各対象地域の会場及び日程は表面をご確認ください。